

令和7年度北海道移住促進プロモーション事業委託業務 企画提案指示書

1 業務名

令和7年度北海道移住促進プロモーション事業委託業務

2 業務目的

本道では、若年層を中心とした首都圏への人口流出等により、地域活動や産業の担い手となる人材確保が喫緊の課題となっている一方、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした行動変容による地方移住への関心は高まり続けており、首都圏には、地方での暮らしや子育てに強い関心を持っている方もいる。その中で、移住先として北海道を検討してもらうには、懸念事項として多く声が上がる“仕事”や“子育て環境”だけでなく、“冬の暮らし”への理解を深めていただくことが重要である。

そのため、地方移住関心層の取込に向けたプロモーションを実施することで、北海道での生活に興味関心を高めていただくとともに、北海道への人の流れを作り、移住に向けた行動を促進する。

3 業務内容

実施に当たっては、参加者数や告知数などの実績値（アウトプット）だけでなく、実施した結果の効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。

（1）移住の促進に向けた交流イベントの開催に係る企画立案及び運営等

首都圏等在住者を対象とし、移住先として、就職・転職先として、子育て環境最適地として、北海道の暮らしの魅力だけでなく、厳しさも含め、幅広くPRするイベントを開催すること。

実施に係る設備・機材は受託者が調達し、その費用は全て契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

ア オンライン形式

①開催内容

- ・契約期間中、6回程度開催するものとし、それ以上の開催も可能とする。
- ・双方向での対話が可能で、参加者が利用しやすいものとする。
- ・参加型のイベントとし、多くの移住関心層を惹き付ける北海道らしい魅力と移住の参考になる情報を併せて伝えられるプログラムとすること。
- ・プログラムは、セミナー、トークセッション、交流会、懇談会、勉強会、プレゼン大会、体験ツアー、展示会、ゲーム、アニメなど種類は問わないが、オンラインの利点を活かすほか、参加者が利用しやすく、双方向での対話等が可能なものとする。

なお、オンラインでの利点を活かすことについて、セミナーであれば、参加者に内容をより具体的にイメージできるよう、受託者が事前に資料作成や動画・写真の撮影をするなど、首都圏等にいながら北海道らしさを感じられるようにすること。

- ・各回でテーマを設定し、ターゲット層を明確にすること（例えば、子育て世帯層向け、一次産業関心層向け、二地域居住関心層向けなど）。
- ・プログラムによって進行役や登壇者を起用する場合、1回当たり4名程度を想定しているが、それ以上の起用も可能とし、謝金を支払う（先方から辞退の申し出がある場合を除く）ものとする。
- ・本イベント実施後も取組内容が移住関心層に浸透し認知度が高まるよう、実施内容を録画・編集し、委託者が所管する動画共有サイト「移住だべさ！北海道チャンネル」に掲載すること。

②参加募集

- ・募集や周知のための専用サイト及びリーフレットを作成し、SNSやWebでの広告の他、

集客に結びつく有効な広報・工夫を行うこと。

- ・申込者及び参加者の属性等や参加後アンケートを各回でとりまとめ、開催後速やかに委託者と打合せを行い、改善点などを話し合った上で、今後の内容に活かすこと。
- ・毎回、30名以上の参加者を確保すること。

③その他

上記①、②について、本事業の目的に資する内容・取組の独自提案がある場合は、委託者と協議の上実施すること。

イ 対面形式

①開催内容

- ・契約期間中、東京で1回以上開催するものとする。
- ・国や北海道、関係団体などが道外在住者を対象に主催する移住イベントや合同企業説明会、各種相談会などと連携して、参加者が北海道への移住と「仕事」「暮らし」を一体的に考えることができるようにするなど、本イベントが参加者の北海道移住への後押しとなるプログラムとすること。また、当該イベントと同日や近距離の会場を設定して実施するなど、参加者を増やす工夫をすること。
- ・プログラムは、セミナー、トークセッション、交流会、懇談会、勉強会、プレゼン大会、体験会、展示会、ゲームなど種類は問わないが、オンラインではできないコンテンツを用意するなど対面形式の利点を活かしたものとする。
- ・プログラムによって進行役や登壇者を起用する場合、5名程度を想定しているが、それ以上の起用も可能とし、謝金及び滞在に係る旅費を支払う（先方から辞退の申し出がある場合を除く）ものとする。

②参加募集

- ・募集や周知のための専用サイト及びリーフレットを作成し、SNSやWebでの広告の他、集客に結びつく有効な広報・工夫を行うこと。
- ・申込者及び参加者の属性等や参加後アンケートをとりまとめ、開催後速やかに委託者と打合せを行い、改善点などを話し合った上で、今後の内容に活かすこと。
- ・60名以上の参加者を確保すること。

③その他

上記①、②について、本事業の目的に資する内容・取組の独自提案がある場合は、委託者と協議の上実施すること。

(2) 移住体験（冬季）の実施

北海道移住の懸念事項の一つである「冬の暮らし」について情報発信をするため、子育て世帯や若年層を対象とした冬の北海道暮らしの魅力（厳しさを含む）や仕事などを体験していただくモニターツアープログラムを開催すること。

また、プログラム中の様子を短編動画やインタビュー記事に残すなど、後述の委託者が所管するSNS等を活用して事業終了後もPR活動に活用できるように工夫すること。

ア 実施期間

令和7年（2025年）12月から令和8年（2026年）2月までの、任意の1週間程度

イ 対象者

20代から40代を中心とした子育て世帯

ウ 参加人数

2組10名程度

エ 実施内容

北海道らしい冬を体験できる地域の中から2地域を選定の上、1地域につき2以上の市町村において、下記の移住体験を提供すること。滞在期間は1地域につき、3日間程度の滞在とすること。

- ・「ちょっと暮らし」施設などを活用した生活体験の提供
- ・当該地域（市町村）内の子育て、教育に関する施設の見学や、当該市町村在住の先輩移住者との交流機会の提供
- ・除雪体験や冬道運転体験、ウィンタースポーツ体験など、冬の北海道らしい生活体験の機会の提供
- ・スポットワークやコワーキングスペース等を活用したテレワークの機会の提供

オ 留意事項

参加費（交通費、宿泊費、体験や交流に係る経費など）については、参加者の個人負担とすること。プログラムを策定するにあたり、ちょっと暮らし施設の活用などにより、参加者の費用負担を可能な限り安く抑えられるよう工夫すること。

カ その他

上記（エ）について、冬の北海道暮らしを実感できる生活体験の独自提案がある場合は、委託者と協議の上、プログラムに取り入れること。

（３）フォローアップ調査

全てのイベントが終了した後、速やかにこれまでの参加者を対象としたWebでのフォローアップ調査を行い、その結果をまとめ分析すること。調査内容は、参加後の移住に向けた行動の有無に関するものとし、詳細な内容・方法については、委託者と協議の上決定すること。

（４）Web広告等を活用した移住プロモーションの実施

Web広告等を活用したターゲット層への移住関連情報の発信、サイトへの誘導、広告の効果分析・検証を行うこと。

ア 広告の実施

次の（ア）の情報について、内容に合った効果的な広告媒体を単独又は複数を組み合わせて、広告を実施すること。

広告の実施に当たっては、委託者が提供するイラストや写真、映像、資料等の他、広告に必要な素材を受託者が用意するなどし、使用する媒体に適切な広告を作成すること。

（ア）プロモーション内容

①移住イベントPR

北海道が主催する移住関連イベント（年6回以上）について、移住関心層に参加を促すプロモーションを行い、参加申込者の増加を図ること。

対象：イベント内容に沿った対象者

誘導先：都度委託者が作成するイベント募集ページ

②「Monthly ほっかいどう」PR

北海道及び道内市町村・関係団体等が開催する移住関連イベントやふるさと情報（道内の地域情報）を掲載したサイトを運用、PRすることで、各イベントへの参加申込者の増加や北海道全体のプロモーションの強化を図ること。

なお、サイトについては、契約期間終了後は委託者に引き継ぐものとする。

<イベント掲載・プロモーションイメージ>

- ・イベント情報は委託者が収集し、受託者がその情報を基に掲載内容を都度更新する。

- ・年2回ほど、集中的なPRを行うこと。

③その他

・①及び②のプロモーションを実施する際は、下記の機関やSNSへの誘導が図られるよう、一体的に広告すること。

「北海道ふるさと移住定住推進センター（札幌）」

誘導先：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/iju-center.html>

「北海道ふるさと移住定住推進センター（東京）（愛称：どさんこ交流テラス）」

誘導先：https://www.furusatokaiki.net/consultation_counter/hokkaido-tohoku/hokkaido/
「DOORS, Hokkaido」

誘導先：https://note.com/doors_hokkaido/

「移住だべさ！北海道チャンネル（道公式YouTubeチャンネル）」

誘導先：<https://www.youtube.com/@user-jd1dx2in2f>

- ・上記①②の他、委託者の要請により実施を検討すること。

(イ) 使用する媒体

Facebook、Instagram、X、YouTube などのSNS広告や、Google、Yahoo!のディスプレイ広告やリスティング広告など、効果的な広告媒体・手法を内容に合わせて使用すること。

(ウ) 出稿回数

契約期間中、各種媒体合わせて20回以上。

(エ) 出稿期間

1回1媒体につき、1週間～2週間程度。

(オ) 目標設定

広告の表示回数、クリック数（誘導数）等の目標値は、各回、広告効果が最大化するよう、当該広告内容及びターゲット層、情勢等の分析を行った上で、より多くの者に到達するよう設定すること。

イ 広告の効果測定

各回の出稿期間終了後、広告の効果測定結果（実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、フォロワー数、コメント数・内容等のレポート）を報告するだけでなく、誘導された者の属性（年代、居住地等）や興味・関心事項（ターゲティングされたキーワードなど）、誘導媒体（どの広告から誘導されたのか）、申込に至った人数・属性（※イベント広告の場合）などの分析も行うよう努めた上で、とりまとめて報告すること。

また、実施した効果測定結果や分析結果を次回の広告に活かすこと。

ウ その他

移住プロモーションについて、上記ア（イ）以外の媒体で、本取組の目的に資する内容・取組の独自提案がある場合（テレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアを活用した広告、SP広告など）は、委託者と協議の上実施すること。

(5) 報告書の作成

事業実施の結果報告のみならず、適切な指標（データや分析など）に基づく委託業務の効果に関する評価・次年度への改善を含む事業実施結果報告書を作成し、紙媒体により2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（一式）により提出すること。

また、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務実施にあたる留意事項

- (1) この事業により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない（この事業が終了した後においても適用するものとする）。
- (2) 上記3（1）～（3）の業務に当たり、開催内容の工夫や参加者の募集、移住関心層の取り込みについて、プレゼント企画などの贈答を目的とする特産品や物品の購入を要する費用は経費対象外とする。
- (3) 上記3（4）について、原則として、委託経費の15%以上を充てること。
- (4) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないことから、再委託とならないよう、必要に応じて他事業者等とのコンソーシアム（複数法人による連合体）により実施すること。

また、主たる部分に当たらない業務であっても第三者に委託、又は請け負わせる予定がある場合には、その旨、事前に委託者の承諾を得ること。

5 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月20日（金）まで
- (3) その他 本入札は、令和7年度の国の交付金の交付決定前の準備期間として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより、委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。

6 提案及び審査の項目

提案及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程表
3	実施方策（各項目の指標設定含む）
	①移住の促進のに向けた交流イベントの開催に係る企画立案及び運営等
	②移住体験（冬季）の実施
	③フォローアップ調査
	④Web広告等を活用した移住プロモーションの実施

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとすること。
- ウ 実施方策については、「3 業務内容」を満たした提案とすること。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

8 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）3月14日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）3月18日（火）17時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで関

覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎4階）

北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係（担当：林、折田）

電話 011-204-5089 F A X 011-232-1053

電子メールアドレス hokkaido.iju@pref.hokkaido.lg.jp